

薬剤投与認定証交付取扱要領新旧対照表

(新)	(旧)
救急救命士の薬剤投与の実施に係る認定証交付に関する取扱要領 <u>省略</u> (認定証の交付申請) 第2 救急救命士追加講習(170時限 平成18年4月1日以降に実施された救急救命士国家試験の合格者を除く)及び薬剤投与の病院実習を修了した救急救命士の所属する消防本部消防長又は病院管理者(以下「申請者」という。)は、「救急救命士の薬剤(アドレナリン)投与の実施に係る認定証の交付申請書(様式第1号)」を作成し、県メディカルコントロール協議会長(以下「会長」という。)に申請するものとする。 2 県内外の消防本部又は医療機関を退職した救急救命士が、改めて県内のメディカルコントロール協議会の認定を受ける場合、所属する申請者は様式第1号を作成した後、認定を受けたメディカルコントロール協議会から認定の証明(認定証の写し等)を併せて会長に申請するものとする。 (認定証の交付) 第3 第2により認定証の交付申請を受けた会長は、実習及び講習修了者であることを確認し、速やかに認定証(様式第2号)を交付するものとする。 (認定証の交付を受けた救急救命士の登録) 第4 第3により認定証を交付した者は、「薬剤投与の実施に係る認定証交付救急救命士登録名簿(様式第3号)」に登録するものとする。 2 第2 2により改めて認定証を交付した場合は従前の認定証は無効とし様式第3号の登録番号欄にその旨を記載するものとする。 (認定証の再交付、書換え交付) 第5 認定証を亡失、滅失、汚損又は姓名の変更等の場合、認定証の再交付又は書換え交付を必要とする救急救命士の所属する申請者は、「救急救	救急救命士の薬剤投与の実施に係る認定証交付に関する取扱要領 <u>省略</u> (認定証の交付申請) 第2 救急救命士追加講習(170時限 平成18年4月1日以降に実施された救急救命士国家試験の合格者を除く)及び薬剤投与の病院実習を修了した救急救命士の所属する消防本部消防長(新規)は、「救急救命士の薬剤(アドレナリン)投与の実施に係る認定証の交付申請書(様式第1号)」を作成し、県メディカルコントロール協議会長(新規)に申請するものとする。 また、県内外の消防本部を退職した救急救命士が、改めて県内のメディカルコントロール協議会の認定を受ける場合、所属する消防本部消防長は様式第1号を作成した後、認定を受けたメディカルコントロール協議会から認定の証明(認定証の写し等)を合わせて県メディカルコントロール協議会会長に申請するものとする。 (認定証の交付) 第3 第2により認定証の交付申請を受けた県メディカルコントロール協議会長は、実習及び講習修了者であることを確認し、速やかに認定証(様式第2号)を交付するものとする。 (認定証の交付を受けた救急救命士の登録) 第4 第3により認定証を交付した者は、「薬剤投与の実施に係る認定証交付救急救命士登録名簿(様式第3号)」に登録するものとする。 (新規) (認定証の再交付、書換え交付) 第5 認定証を亡失、滅失、汚損又は姓名の変更等の場合、認定証の再交付又は書換え交付を必要とする救急救命士の所属する消防本部消防長は、「救急救命士の薬剤(アドレナリン)投与の実施に係る認定証の再交付

命士の薬剤（アドレナリン）投与の実施に係る認定証の再交付等の申請について（様式第４号）」を作成し、会長に申請するものとする。 ２ 会長は、前項の申請を受理した場合には速やかに認定証を再交付するものとする。 なお、姓名の変更等の場合は様式第３号の氏名欄の旧姓を削除し現性を記載するものとする。 （その他必要事項） 第６ この取扱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。 附 則 この要領は、平成１８年 ２月 １日から施行する。 この要領は、平成１８年１２月２６日から施行する。 この要領は、平成２５年 ４月 １日から施行する。 この要領は、令和 ６年 ４月 １日から施行する。 この要領は、令和 ７年１０月 １日から施行する。	等の申請について（様式第４号）」を作成し、県メディカルコントロール協議会会長に申請するものとする。 （新規） （その他必要事項） 第６ この取扱に定めのない事項については、県メディカルコントロール協議会会長が別に定めるものとする。 附 則 この要領は、平成１８年 ２月 １日から施行する。 この要領は、平成１８年１２月２６日から施行する。 この要領は、平成２５年 ４月 １日から施行する。 この要領は、令和 ６年 ４月 １日から施行する。 （新規）
--	--

(様式第 1 号) 〇〇〇第 号 〇〇 年 月 日 山梨県メディカルコントロール協議会会長 殿 申請者 救急救命士の薬剤（アドレナリン）投与の実施 に係る認定証の交付申請について 薬剤（アドレナリン）投与の実施のための講習及び実習を修了したので、下記の者に認定証を交付されるよう申請します。 記 1 認定証交付対象者 救急救命士 氏 名 2 添付書類 (1) 救急救命士免許証の写し (2) 卒業証書の写し (3) 講習（170時限 平成18年4月1日以降に実施された救急救命士 国家試験の合格者を除く）及び病院実習修了証の写し (4) 〇〇メディカルコントロール認定証の写し等 ※県内外の消防本部又は医療機関を退職した救急救命士の認定申請の場合 (5) 救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会に関する資料 ※病院管理者からの申請の場合	(様式第 1 号) 〇〇〇第 号 〇〇 年 月 日 山梨県メディカルコントロール協議会会長 殿 〇〇消防本部消防長 救急救命士の薬剤（アドレナリン）投与の実施 に係る認定証の交付申請について 薬剤（アドレナリン）投与の実施のための講習及び実習を修了したので、下記の者に認定証を交付されるよう申請します。 記 1 認定証交付対象者 救急救命士 氏 名 2 添付書類 (1) 救急救命士免許証の写し (2) 卒業証書の写し (3) (新規) 病院実習修了証の写し (4) 〇〇メディカルコントロール認定証の写し等 ※県内外の消防本部 (新規) を退職した救急救命士の認定申請の場合 (新規)
---	--

(様式第 4 号) 〇〇〇第 号 〇〇 年 月 日 山梨県メディカルコントロール協議会会長 殿 申請者 救急救命士の薬剤（アドレナリン）投与の実施 に係る認定証の再交付等の申請について 救急救命士の薬剤投与の実施に係る認定証交付に関する取扱要領第 5 に基 づき、下記のとおり認定証の再交付等を申請します。 記 1 認定証再交付対象者 救急救命士 氏 名 2 添付書類 (1) 救急救命士免許証の写し ※書換え申請の場合は書換え前及び書換え後の免許証の写し (2) 認定証の写し等 3 再交付等申請の理由 〇〇のため申請します。	(様式第 4 号) 〇〇〇第 号 〇〇 年 月 日 山梨県メディカルコントロール協議会会長 殿 〇〇消防本部消防長 救急救命士の薬剤（アドレナリン）投与の実施 に係る認定証の再交付等の申請について 救急救命士の薬剤投与の実施に係る認定証交付に関する取扱要領第 5 に基 づき、下記のとおり認定証の再交付等を申請します。 記 1 認定証再交付対象者 救急救命士 氏 名 2 添付書類 (1) 救急救命士免許証の写し ※書換え申請の場合は書換え前及び書換え後の免許証の写し (2) 認定証の写し等 3 再交付等申請の理由 〇〇のため申請します。
--	--

処置拡大認定証交付に関する取扱要領

(新)	(旧)
救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定証交付に関する取扱要領	救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定証交付に関する取扱要領
<u>省略</u>	<u>省略</u>
(認定証の交付申請)	(認定証の交付申請)
第2 救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のための講習（24時限 1時限は50分 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与に係る内容を含んだカリキュラムを修了したうえで救急救命士国家試験に合格した者を除く）及び病院実習を修了した救急救命士の所属する消防本部消防長又は病院管理者（以下「申請者」という。）は、「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定証の交付申請書（様式第1－1号）」を作成し、県メディカルコントロール協議会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。 また、平成24年度厚生労働科学研究費補助金「救急救命士の処置範囲に係る研究」によって実施された実証研究において定められた講習を修了した救急救命士にあつては、救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のための講習（3時限 1時限は50分）を修了した救急救命士の所属する申請者は、「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定証の交付申請書（様式第1－2号）」を作成し、会長に申請するものとする。	第2 救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のための講習（24時限 1時限は50分 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与に係る内容を含んだカリキュラムを修了したうえで救急救命士国家試験に合格した者を除く）及び病院実習を修了した救急救命士の所属する消防本部消防長（新規）は、「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定証の交付申請書（様式第1－1号）」を作成し、県メディカルコントロール協議会長（新規）に申請するものとする。 また、平成24年度厚生労働科学研究費補助金「救急救命士の処置範囲に係る研究」によって実施された実証研究において定められた講習を修了した救急救命士にあつては、救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のための講習（3時限 1時限は50分）を修了した救急救命士の所属する消防本部消防長は、「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定証の交付申請書（様式第1－2号）」を作成し、県メディカルコントロール協議会長に申請するものとする。
2 県内外の消防本部又は医療機関を退職した救急救命士が、改めて県メデ	

ィカルコントロール協議会の認定を受ける場合、所属する申請者は様式第 1－1 号を作成した後、認定を受けたメディカルコントロール協議会から認定の証明（認定証の写し等）を併せて会長に申請するものとする。 （認定証の交付） 第 3 第 2 により認定証の交付申請を受けた会長は、救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の講習及び病院実習修了者であることを確認し、速やかに認定証（様式第 2 号）を交付するものとする。 （認定証の交付を受けた救急救命士の登録） 第 4 第 3 により認定証を交付した者は、「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定証交付救急救命士登録名簿（様式第 3 号）」に登録するものとする。 2 第 2 により改めて認定証を交付した場合は従前の認定証は無効とし様式第 3 号の登録番号欄にその旨を記載するものとする。 （認定証の再交付、書換え交付） 第 5 認定証を亡失、滅失、汚損又は姓名の変更等の場合、認定証の再交付又は書換え交付を必要とする救急救命士の所属する申請者は、「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定書の再交付等の申請について（様式第 4 号）」を作成し、県メディカルコントロール協議会会長に申請するものとする。 2 会長は、前項の申請を受理した場合には速やかに認定証を再交付するものとする。 なお、姓名の変更等の場合は様式第 3 号の氏名欄の旧姓を削除し現性を記載するものとする。 （その他必要事項） 第 6 この取扱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。	（新規） （認定証の交付） 第 3 第 2 により認定証の交付申請を受けた県メディカルコントロール協議会長は、救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の講習及び病院実習修了者であることを確認し、速やかに認定証（様式第 2－1 号）を交付するものとする。 （削除） （認定証の交付を受けた救急救命士の登録） 第 4 第 3 により認定証を交付した者は、「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定証交付救急救命士登録名簿（様式第 3－1 号）」に登録するものとする （新規） （認定証の再交付、書換え交付） 第 5 認定証を亡失、滅失、汚損又は姓名の変更等の場合、認定証の再交付又は書換え交付を必要とする救急救命士の所属する消防本部消防長は、「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定書の再交付等の申請について（様式第 4－1 号）」を作成し、県メディカルコントロール協議会会長に申請するものとする。 （新規） （その他必要事項） 第 6 この取扱に定めのない事項については、県メディカルコントロール協議会長が別に定めるものとする。
---	--

附 則

この要領は、平成 2 6 年 3 月 4 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 6 年 3 月 4 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(新規)

(様式第 1 - 1 号) 〇〇〇第 〇〇 年 月 日 号 山梨県メディカルコントロール協議会会長 あて 申請者 救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定証の交付申請について 救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のための講習及び実習を修了したので、下記の者に認定証を交付されるよう申請します。 記 1 認定証交付対象者 救急救命士 氏 名 2 添付書類 (1) 救急救命士免許証の写し (2) 卒業証書の写し (3) 講習（24 時限 1 時限は 50 分 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与に係る内容を含んだカリキュラムを修了したうえで救急救命士国家試験に合格した者を除く）及び病院実習修了証の写し (4) 〇〇メディカルコントロール認定証の写し等 ※県内外の消防本部又は医療機関を退職した救急救命士の認定申請の場合 (5) 救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会に関する資料 ※病院管理者からの申請の場合	(様式第 1 - 1 号) 〇〇〇第 〇〇 年 月 日 号 山梨県メディカルコントロール協議会会長 あて 〇〇消防本部消防長 救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定書の交付申請について 救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のための講習及び実習を修了したので、下記の者に認定書を交付されるよう申請します。 記 1 認定証交付対象者 救急救命士 氏 名 2 添付書類 (1) 救急救命士免許証の写し (2) 卒業証書の写し (3) 病院実習修了証の写し (4) 〇〇メディカルコントロール認定証の写し等 ※県内外の消防本部（新規）を退職した救急救命士の認定申請の場合（新規）
--	---

(様式第 2 号)

第〇〇号

認 定 証

氏 名
救急救命士登録 元号 年 月 日
年月日及び番号 第 号
生 年 月 日 元号 年 月 日

上記の者は厚生労働省が定める医師の具体的指示下での心肺機能停止前の
重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、並びに低血糖発作症例へのブドウ
糖溶液の投与の実施のための所定の講習及び実習を修了している者である
ことを証する

元号 年 月 日

山梨県メディカルコントロール協議会
会 長

(様式第 2－1 号)

第〇〇号

認 定 証

氏 名
救急救命士登録 元号 年 月 日
年月日及び番号 第 号
生 年 月 日 元号 年 月 日

上記の者は厚生労働省が定める医師の具体的指示下での心肺機能停止前の
重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、並びに低血糖発作症例へのブドウ
糖溶液の投与の実施のための所定の講習及び実習を修了している者である
ことを証する

元号 年 月 日

山梨県メディカルコントロール協議会
会 長

(様式第 3 号)

救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定証交付救急救命士登録名簿

[illegible]

(様式第 3-1 号)

救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定証交付救急救命士登録名簿

[illegible]

(様式第 4 号) ○○○第 号 ○○ 年 月 日 山梨県メディカルコントロール協議会会長 あて 申請者 救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定証の再交付等の申請について 救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定証交付に関する取扱要領第5に基づき、下記のとおり認定証の再交付等を申請します。 記 1 認定証交付対象者 救急救命士 氏 名 2 添付書類 (1) 救急救命士免許証の写し ※書換え申請の場合は書換え前及び書換え後の免許証の写し (2) 認定証の写し等 3 再交付等申請の理由 ○○のため申請します。	(様式第 4-1 号) ○○○第 号 ○○ 年 月 日 山梨県メディカルコントロール協議会会長 あて ○○消防本部消防長 救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定書の再交付等の申請について 救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定証交付に関する取扱要領第5に基づき、下記のとおり認定証の再交付等を申請します。 記 1 認定証交付対象者 救急救命士 氏 名 2 添付書類 (1) 救急救命士免許証の写し ※書換え申請の場合は書換え前及び書換え後の免許証の写し (2) 認定証の写し等 3 再交付等申請の理由 ○○のため申請します。
--	--

救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証交付に関する取扱要領新旧対照表

(新)	(旧)
救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証交付に関する取扱要領 <u>省略</u> (認定証の交付申請) 第2 硬性喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施のための講習(62時限 1時限は50分 平成16年4月1日後に実施された救急救命士国家試験の合格者を除く)又はビデオ硬生挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施のための講習(7時限 1時限は50分 平成27年度以降に実施された救急救命士国家試験の合格者を除く)及び硬性喉頭鏡を用いた気管挿管の病院(手術室)実習を修了又はビデオ硬生挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管の病院(手術室)実習を修了した救急救命士の所属する消防本部消防長又は病院管理者(以下、申請者という。))は、「救急救命士の硬性喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証の交付申請書(様式第1-1号)」または「救急救命士のビデオ硬生挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証の交付申請書(様式第1-2号)」を作成し、県メディカルコントロール協議会長(以下「会長」という。))に申請するものとする。 2 県内外の消防本部又は医療機関を退職した救急救命士が、改めて県メディカルコントロール協議会の認定を受ける場合、所属する申請者は様式第1-1号若しくは様式第1-1号及び様式第1-2号の両方を作成した後、認定を受けたメディカルコントロール協議会から認定の証明(認定証の写し等)を併せて会長に申請するものとする。 (認定証の交付) 第3 第2により認定証の交付申請を受けた会長は、硬性喉頭鏡の実習及び講習修了者であることを確認し、速やかに認定証(様式第2-1号)を交付するものとする。 また、ビデオ硬生挿管用喉頭鏡の実習及び講習修了者であることを確認した場合は、速やかに認定証(様式第2-2号)を交付するものとする。	救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証交付に関する取扱要領 <u>省略</u> (認定証の交付申請) 第2 硬性喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施のための講習(62時限 1時限は50分 平成16年4月1日後に実施された救急救命士国家試験の合格者を除く)又はビデオ硬生挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施のための講習(7時限 1時限は50分 平成27年度以降に実施された救急救命士国家試験の合格者を除く)及び硬性喉頭鏡を用いた気管挿管の病院(手術室)実習を修了又はビデオ硬生挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管の病院(手術室)実習を修了した救急救命士の所属する消防本部消防長(新規)は、「救急救命士の硬性喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証の交付申請書(様式第1-1号)」または「救急救命士のビデオ硬生挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証の交付申請書(様式第1-2号)」を作成し、県メディカルコントロール協議会長(新規)に申請するものとする。 また、県内外の消防本部を退職した救急救命士が、改めて県内のメディカルコントロール協議会の認定を受ける場合、所属する消防本部消防長は様式第1-1号若しくは様式第1-1号及び様式第1-2号の両方を作成した後、認定を受けたメディカルコントロール協議会から認定の証明(認定証の写し等)を合わせて県メディカルコントロール協議会会長に申請するものとする。 (認定証の交付) 第3 第2により認定証の交付申請を受けた県メディカルコントロール協議会長は、硬性喉頭鏡の実習及び講習修了者であることを確認し、速やかに認定証(様式第2-1号)を交付するものとする。 また、ビデオ硬生挿管用喉頭鏡の実習及び講習修了者であることを確認した場合は、速やかに認定証(様式第2-2号)を交付するものとする。

る。

(認定証の交付を受けた救急救命士の登録)

第4 第3により認定証を交付した者は、「硬性喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証交付救急救命士登録名簿(様式第3-1号)」「ビデオ硬性喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証交付救急救命士登録名簿(様式第3-2号)」に登録するものとする。

2 第2-2により改めて認定証を交付した場合は従前の認定証は無効とし様式第3-1号及び様式第3-2号の登録番号欄にその旨を記載するものとする。

(認定証の再交付、書換え交付)

第5 認定証を亡失、滅失、汚損又は姓名の変更等の場合、認定証の再交付又は書換え交付を必要とする救急救命士の所属する申請者は、「救急救命士の硬性喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証の再交付等の申請について(様式第4-1号)」又は「救急救命士のビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証の再交付等の申請について(様式第4-2号)」を作成し、会長に申請するものとする。

2 会長は、前項の申請を受理した場合には、速やかに認定証を再交付する。

なお、姓名の変更等の場合は様式第3-1号及び様式第3-2号の氏名欄の旧姓を削除し現性を記載するものとする。

(その他必要事項)

第6 この取扱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成16年 8月23日から施行する。

この要領は、平成25年 7月16日から施行する。

この要領は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 7年10月 1日から施行する。

る。

(削除)

(認定証の交付を受けた救急救命士の登録)

第4 第3により認定証を交付した者は、「硬性喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証交付救急救命士登録名簿(様式第3-1号)」「ビデオ硬性喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証交付救急救命士登録名簿(様式第3-2号)」に登録するものとする。

(新規)

(認定証の再交付、書換え交付)

第5 認定証を亡失、滅失、汚損又は姓名の変更等の場合、認定証の再交付又は書換え交付を必要とする救急救命士の所属する消防本部消防長は、「救急救命士の硬性喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証の再交付等の申請について(様式第4-1号)」又は「救急救命士のビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証の再交付等の申請について(様式第4-2号)」を作成し、県メディカルコントロール協議会会長に申請するものとする。

なお、再交付又は書換え交付した場合は従前の認定証は無効とする。

(その他必要事項)

第6 この取扱に定めのない事項については、県メディカルコントロール協議会会長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成16年 8月23日から施行する。

(新規) 平成25年 7月16日改訂。

(新規) 令和 6年 4月 1日から施行する。

(新規)

(様式第 1 - 1 号) 〇〇〇第 号 〇〇 年 月 日 山梨県メディカルコントロール協議会会長 あて 申請者 救急救命士の硬性喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証の交付申請について 硬性喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習を修了したので、下記の者に認定証を交付されるよう申請します。 記 1 認定証交付対象者 救急救命士 氏 名 2 添付書類 (1) 救急救命士免許証の写し (2) 卒業証書の写し (3) 病院実習修了証の写し (4) 〇〇メディカルコントロール認定証の写し等 ※県内外の消防本部又は医療機関を退職した救急救命士の認定申請の場合 (5) 救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会に関する資料 ※病院管理者からの申請の場合	(様式第 1 - 1 号) 〇〇〇第 号 〇〇 年 月 日 山梨県メディカルコントロール協議会会長 あて 〇〇消防本部消防長 救急救命士の硬性喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証の交付申請について 硬性喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習を修了したので、下記の者に認定書を交付されるよう申請します。 記 1 認定証交付対象者 救急救命士 氏 名 2 添付書類 (1) 救急救命士免許証の写し (2) 卒業証書の写し (3) 病院実習修了証の写し (4) 〇〇メディカルコントロール認定証の写し等 ※県内外の消防本部（新規）を退職した救急救命士の認定申請の場合（新規）
--	--

(様式第 1 - 2 号) 〇〇〇第 号 〇〇 年 月 日 山梨県メディカルコントロール協議会会長 あて 申請者 救急救命士のビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる 気道確保の実施に係る認定証の交付申請について ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施 のための講習及び実習を修了したので、下記の者に認定証を交付されるよう 申請します。 記 1 認定証交付対象者 救急救命士 氏 名 2 添付書類 (1) 救急救命士免許証の写し (2) 講習修了証の写し ※平成 27 年度以降に実施された救急救命士国家試験の合格者は卒業 証書の写し (3) 病院実習修了証の写し (4) 〇〇メディカルコントロール認定証の写し等 ※県内外の消防本部又は医療機関を退職した救急救命士の認定申請の 場合 (5) 救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会に関する資料 ※病院管理者からの申請の場合	(様式第 1 - 2 号) 〇〇〇第 号 〇〇 年 月 日 山梨県メディカルコントロール協議会会長 あて 〇〇消防本部 救急救命士のビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる 気道確保の実施に係る認定証の交付申請について ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施 のための講習及び実習を修了したので、下記の者に認定書を交付されるよう 申請します。 記 1 認定証交付対象者 救急救命士 氏 名 2 添付書類 (1) 救急救命士免許証の写し (2) 講習修了証の写し ※平成 27 年度以降に実施された救急救命士国家試験の合格者は卒業 証書の写し (3) 病院実習修了証の写し (4) 〇〇メディカルコントロール認定証の写し等 ※県内外の消防本部（新規）を退職した救急救命士の認定申請の場合 （新規）
---	--

(様式第 4 - 1 号) 〇〇〇第 〇〇 年 月 日 山梨県メディカルコントロール協議会会長 あて 申請者 救急救命士の硬性喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証の再交付等の申請について 救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証交付に関する取扱要領第 5 に基づき、下記のとおり認定証の再交付等を申請します。 記 1 認定証再交付等対象者 救急救命士 氏 名 2 添付書類 (1) 救急救命士免許証の写し ※書換え申請の場合は書換え前及び書換え後の免許証の写し (2) 認定証の写し等 3 再交付等申請の理由 〇〇のため申請します。	(様式第 4 - 1 号) 〇〇〇第 〇〇 年 月 日 山梨県メディカルコントロール協議会会長 あて 〇〇消防本部消防長 救急救命士の硬性喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証の再交付等の申請について 救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証交付に関する取扱要領第 5 に基づき、下記のとおり認定証の再交付等を申請します。 記 1 認定証再交付等対象者 救急救命士 氏 名 2 添付書類 (1) 救急救命士免許証の写し ※書換え申請の場合は書換え前及び書換え後の免許証の写し (2) 認定証の写し等 3 再交付等申請の理由 〇〇のため申請します。
---	---

(様式第 4 - 2 号) 〇〇〇第 〇〇 年 月 日 山梨県メディカルコントロール協議会会長 あて 申請者 救急救命士のビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる 気道確保の実施に係る認定証の再交付等の申請について 救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証交付に 関する取扱要領第 5 に基づき、下記のとおり認定証の再交付等を申請します。 記 1 認定証再交付等対象者 救急救命士 氏 名 2 添付書類 (1) 救急救命士免許証の写し ※書換え申請の場合は書換え前及び書換え後の免許証の写し (2) 認定証の写し等 3 再交付等申請の理由 〇〇のため申請します。	(様式第 4 - 2 号) 〇〇〇第 〇〇 年 月 日 山梨県メディカルコントロール協議会会長 あて 〇〇消防本部消防長 救急救命士のビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる 気道確保の実施に係る認定証の再交付等の申請について 救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証交付に 関する取扱要領第 5 に基づき、下記のとおり認定証の再交付等を申請します。 記 1 認定証再交付等対象者 救急救命士 氏 名 2 添付書類 (1) 救急救命士免許証の写し ※書換え申請の場合は書換え前及び書換え後の免許証の写し (2) 認定証の写し等 3 再交付等申請の理由 〇〇のため申請します。
---	---

新たな事後検証費の算定方法について

事後検証費について

- 事後検証は、①消防本部における救急活動の事後検証、②医師による事後検証の２段階で実施。
- 消防庁通知（「救急業務の高度化の推進について」（平成 13 年 7 月 4 日消防庁救急救助課長通知））に基づき、各消防本部は、医師による事後検証の円滑な運営に必要な予算措置として、医師（山梨県立中央病院・山梨大学医学部附属病院）が行った検証費用を負担。
- 消防本部が医療機関に支払う事後検証費用は、これまで 10 消防本部の単年度総負担額を上限 50 万円とし、負担割合は本部別の事後検証件数で按分。

課題

- 事後検証制度開始当時において、想定した事後検証件数をもとに 1 件当たり 350 円の手数料を設定していた。
- しかしながら、事後検証数が増加する一方で 50 万円の上限額を据え置いており、本来想定した手数料を大きく下回る不適正な状態が継続

■救急搬送件数（人員）と特定行為の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
救急出動件数	36,977	38,076	39,955	39,524	39,617	40,586	40,943	40,718	35,445	37,549	43,676	46,989
救急搬送人員数	34,944	36,025	37,646	37,470	37,409	38,423	38,755	37,904	33,275	35,273	40,785	43,453
事後検証件数（A）	1,914	2,146	2,157	2,520	2,954	2,899	2,396	2,203	2,041	2,156	2,359	2,263
検証費単価（500,000円 / A）	261	233	232	198	169	172	209	227	245	232	212	221

- 事後検証を行う医療機関から検証費の見直しを求められており、放置すると検証への協力を得られないおそれがある。

対応

- ・医療の質の保証にもつながる事後検証業務の安定的実施のため、検証費について単価方式（350 円）とする。

【計算式】 1 消防本部 = 350 円 × 事後検証件数

なお、事後検証対象の見直しを行い、検証費の低減を図る。

（見直し理由）

- 医師に適正な報酬を支払うことができる。
- 適正な報酬を支払うことにより、事後検証体制を維持することができる。

※令和 8 年度の支払い分から 350 円単価方式への変更を想定しているため、R8 年度当初予算要求では、350 円単価方式に基づき所要額の積算をお願い致します。

① 単価方式（350円）

単位：円

	R3年度実績（R5年度支払い）		R4年度実績（R6年度支払い）		R5年度実績（R7年度支払い）		R6年度実績（R8年度支払い）	
消防本部名	検証件数(A)	事後検証費(C) B×350円	検証件数(A)	事後検証費(C) B×350円	検証件数(A)	事後検証費(C) B×350円	検証件数(A)	事後検証費(C) B×350円
甲府消防本部	650	227,500	661	231,350	700	245,000	656	229,600
都留市消防本部	118	41,300	139	48,650	115	40,250	93	32,550
富士五湖消防本部	246	86,100	359	125,650	313	109,550	338	118,300
大月市消防本部	148	51,800	142	49,700	110	38,500	117	40,950
峡北消防本部	299	104,650	285	99,750	287	100,450	307	107,450
笛吹市消防本部	192	67,200	192	67,200	181	63,350	177	61,950
峡南消防本部	156	54,600	173	60,550	143	50,050	148	51,800
東山梨消防本部	143	50,050	187	65,450	188	65,800	219	76,650
上野原市消防本部	71	24,850	64	22,400	70	24,500	64	22,400
南アルプス市消防本部	133	46,550	157	54,950	156	54,600	168	58,800
計	2,156	754,600	2,359	825,650	2,263	792,050	2,287	800,450

② 按分方式（上限900,000円）

消防本部名	検証件数(A)	事後検証費(C) 900千円×B/2,041	検証件数(A)	事後検証費(C) 900千円×B/2,156	検証件数(A)	事後検証費(C) 900千円×B/2,359	検証件数(A)	事後検証費(C) 900千円×B/2,263
甲府消防本部	650	271,000	661	252,000	700	278,000	656	258,000
都留市消防本部	118	49,000	139	53,000	115	46,000	93	37,000
富士五湖消防本部	246	103,000	359	137,000	313	124,000	338	133,000
大月市消防本部	148	62,000	142	54,000	110	44,000	117	46,000
峡北消防本部	299	125,000	285	109,000	287	114,000	307	121,000
笛吹市消防本部	192	80,000	192	73,000	181	72,000	177	70,000
峡南消防本部	156	65,000	173	66,000	143	57,000	148	58,000
東山梨消防本部	143	60,000	187	71,000	188	75,000	219	86,000
上野原市消防本部	71	30,000	64	24,000	70	28,000	64	25,000
南アルプス市消防本部	133	56,000	157	59,000	156	62,000	168	66,000
計	2,156	901,000	2,359	898,000	2,263	900,000	2,287	900,000

■差額（①－③）

甲府消防本部		102,500		81,350		105,000		74,600
都留市消防本部		11,300		18,650		10,250		7,550
富士五湖消防本部		31,100		65,650		34,550		48,300
大月市消防本部		21,800		14,700		8,500		15,950
峡北消防本部		34,650		29,750		40,450		42,450
笛吹市消防本部		22,200		27,200		23,350		21,950
峡南消防本部		4,600		25,550		15,050		21,800
東山梨消防本部		10,050		30,450		25,800		36,650
上野原市消防本部		9,850		7,400		9,500		7,400
南アルプス市消防本部		6,550		24,950		19,600		23,800
計		254,600		325,650		292,050		300,450

③【現行方式】按分方式（上限500,000円）

消防本部名	検証件数(A)	事後検証費(C) 500千円×B/2,041	検証件数(A)	事後検証費(C) 500千円×B/2,156	検証件数(A)	事後検証費(C) 500千円×B/2,359	検証件数(A)	事後検証費(C) 500千円×B/2,263
甲府消防本部	650	125,000	661	150,000	700	140,000	656	155,000
都留市消防本部	118	30,000	139	30,000	115	30,000	93	25,000
富士五湖消防本部	246	55,000	359	60,000	313	75,000	338	70,000
大月市消防本部	148	30,000	142	35,000	110	30,000	117	25,000
峡北消防本部	299	70,000	285	70,000	287	60,000	307	65,000
笛吹市消防本部	192	45,000	192	40,000	181	40,000	177	40,000
峡南消防本部	156	50,000	173	35,000	143	35,000	148	30,000
東山梨消防本部	143	40,000	187	35,000	188	40,000	219	40,000
上野原市消防本部	71	15,000	64	15,000	70	15,000	64	15,000
南アルプス市消防本部	133	40,000	157	30,000	156	35,000	168	35,000
計	2,156	500,000	2,359	500,000	2,263	500,000	2,287	500,000

過去４年度の①単価方式（350円）、②按分方式（上限900,000円）、③現行方式の比較
▶①、②・・・350円単価方式のほうが財政負担が少ない。

救急活動事後検証体制実施要領新旧対照表

(新)	(旧)
救急活動事後検証体制実施要領	救急活動事後検証体制実施要領
省略	省略
2 事後検証の対象事例 (1) 心臓機能もしくは呼吸機能停止状態の傷病者を医療機関等へ搬送した事例 (2) 心肺機能停止前の重度傷病者に静脈路確保及び輸液を試み、医療機関等へ搬送した事例 (3) 低血糖発作の傷病者へブドウ糖溶液の投与を試み、医療機関等へ搬送した事例 (4) 病院搬送後の診断名が低血糖であった場合で血糖測定を行わなければならなかった事例 (5) 外傷傷病者でロードアンドゴー対象又は搬送後、専門治療を有する必要があるため転院搬送となった事例（転院元へ搬送した隊が対象） (削除) (6) アナフィラキシー疑いの傷病者へ、傷病者に処方されている自己注射が可能なアドレナリン製剤（エピペン）の注射を試み、医療機関へ搬送した事例 (7) D N A R プロトコルに該当する、心肺停止傷病者を対応した事例 (8) 消防本部が事後検証を希望する事例 (9) 初診医師において事後検証が必要であると判断した事例 (10) その他、検証が必要と判断される事例	2 事後検証の対象事例 (1) 心臓機能もしくは呼吸機能停止状態の傷病者を医療機関等へ搬送した事例 (2) 心肺機能停止前の重度傷病者に静脈路確保及び輸液を試み、医療機関等へ搬送した事例 (3) 低血糖発作の傷病者へブドウ糖溶液の投与を試み、医療機関等へ搬送した事例 (4) 病院搬送後の診断名が低血糖であった場合で血糖測定を行わなければならなかった事例 (5) 外傷傷病者（ロードアンドゴー対象又は搬送後、専門治療を有する転院搬送となった事案《転院元へ搬送した隊も含む》）を医療機関等へ搬送した事例 (6) ドクターヘリまたはドクターカーを要請し、医師を災害現場等へ派遣した事例 (7) アナフィラキシー疑いの傷病者へ、傷病者に処方されている自己注射が可能なアドレナリン製剤（エピペン）の注射を試み、医療機関へ搬送した事例 (8) D N A R プロトコルに該当する、心肺停止傷病者を対応した事例 (9) 消防本部が事後検証を希望する事例 (10) 初診医師において事後検証が必要であると判断した事例 (11) その他、検証が必要と判断される事例

3 事後検証及びメディカルコントロール検証の実施方法

(1) 事後検証様式

事後検証の様式にあつては、山梨県メディカルコントロール協議会で定めた様式を使用することとする。

(2) 消防本部における事後検証

消防本部においては、検証医師による医学的観点からの検証を受ける前に、隊活動に関する事項及び医学的判断・処置等に関する事項について、事後検証を実施する。

ア 隊活動に関する検証事項

- (ア) 活動の協調性、迅速性
- (イ) 他隊との連携
- (ウ) 医療機関の選定が適切であったか
- (エ) 口頭指導は適切であったか 等

イ 医学的判断・処置等に関する検証事項

- (ア) 救急活動において行った観察、判断、応急処置等は適切であったか
- (イ) 特定行為については実施に至るまでの判断や実施行為内容等が適切であったか
- (ウ) 医療機関の選定が適切であったか
- (エ) 指示の要請、指導・助言の要請が適切であったか
- (オ) 指示、指導・助言に基づく対応は適切であったか等

(3) 検証医師による医学的観点からの事後検証

検証医師は、山梨大学医学部附属病院又は山梨県立中央病院の救急科専門医とし、上記(2)のイの医学的判断・処置等に関する事項について、事後検証を実施する。

省略

(5) 事後検証及びメディカルコントロール検証の手順

- ア 救急隊は、事後検証の対象事例について、検証票作成する。
- イ 消防本部の事後検証実施者は、救急隊が作成した検証票によ

3 事後検証及びメディカルコントロール検証の実施方法

(1) 事後検証様式

事後検証の様式にあつては、山梨県メディカルコントロール協議会で定めた様式を使用することとする。

(2) 消防本部における事後検証

消防本部においては、検証医師による医学的観点からの検証を受ける前に、隊活動に関する事項及び医学的判断・処置等に関する事項について、事後検証を実施する。

① 隊活動に関する検証事項

- ・活動の協調性、迅速性
- ・他隊との連携
- ・医療機関の選定が適切であったか
- ・口頭指導は適切であったか 等

② 医学的判断・処置等に関する検証事項

- ・救急活動において行った観察、判断、応急処置等は適切であったか
- ・特定行為については実施に至るまでの判断や実施行為内容等が適切であったか
- ・医療機関の選定が適切であったか
- ・指示の要請、指導・助言の要請が適切であったか
- ・指示、指導・助言に基づく対応は適切であったか等

(3) 検証医師による医学的観点からの事後検証

検証医師は、山梨大学医学部附属病院又は山梨県立中央病院の救急科専門医とし、上記(2)の②の医学的判断・処置等に関する事項について、事後検証を実施する。

省略

(5) 事後検証及びメディカルコントロール検証の手順

- ① 救急隊は、事後検証の対象事例について、検証票作成する。
- ② 消防本部の事後検証実施者は、救急隊が作成した検証票によ

り、事後検証を実施する。

ウ 消防本部は、事後検証の結果を記載した検証票を、出場月の翌月末日までに事務務局（メディカルオフィサー）へ送付する。

エ 検証医師が検証した検証票は、事務局（メディカルオフィサー）を通じて消防本部へ返送する。

オ 消防本部においては、当該救急活動を行った救急隊員に対し、検証医師の検証結果を伝達する（必要に応じ消防本部内全体検証を実施する。）。

カ 特殊な事例又は特別な事由がある場合、事務局（メディカルオフィサー）及び各消防本部はメディカルコントロール協議会にメディカルコントロール検証依頼をする。

キ 活動基準部会は、**カ**で依頼された事案について、メディカルコントロール検証を実施し、各消防本部委員により各消防本部職員へ周知する。

ク メディカルコントロール検証に伴う事案は、隊の特定が出来ないように実施する。

省略

6 施行日

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成16年 5月28日から施行する。

この要領は、平成19年10月 1日から施行する。

この要領は、平成26年 9月11日から施行する。

この要領は、平成27年 3月12日から施行する。

この要領は、平成27年10月 1日から施行する。

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 2年 3月 1日から施行する。

この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 5年10月 1日から施行する。

り、事後検証を実施する。

③ 消防本部は、事後検証の結果を記載した検証票を、出場月の翌月末日までに事務務局（メディカルオフィサー）へ送付する。

④ 検証医師が検証した検証票は、事務局（メディカルオフィサー）を通じて消防本部へ返送する。

⑤ 消防本部においては、当該救急活動を行った救急隊員に対し、検証医師の検証結果を伝達する（必要に応じ消防本部内全体検証を実施する。）。

⑥ 特殊な事例又は特別な事由がある場合、事務局（メディカルオフィサー）及び各消防本部はメディカルコントロール協議会にメディカルコントロール検証依頼をする。

⑦ 活動基準部会は、**⑥**で依頼された事案について、メディカルコントロール検証を実施し、各消防本部委員により各消防本部職員へ周知する。

⑧ メディカルコントロール検証に伴う事案は、隊の特定が出来ないように実施する。

省略

6 施行日

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成16年 5月28日から施行する。

この要領は、平成19年10月 1日から施行する。

この要領は、平成26年 9月11日から施行する。

この要領は、平成27年 3月12日から施行する。

この要領は、平成27年10月 1日から施行する。

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 2年 3月 1日から施行する。

この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 5年10月 1日から施行する。

この要領は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(新規)

重症心疾患疑い対応医療機関リスト新旧対照表

(新)

重症心疾患疑い対応医療機関リスト

『対応条件』

① 急性心筋梗塞の治療可能な医療機関

② 急性重症心不全の治療可能な医療機関

③ 重症不整脈の治療可能な医療機関

④ 急性大動脈解離の対応可能な医療機関

※「●」…初期治療

地域	医療機関名	対応条件			
		①	②	③	④
中北	山梨県立中央病院	○	○	○	○
	市立甲府病院	○	○	○	○
	山梨病院		○	○	
	甲府共立病院	○	○	○	
	甲府城南病院	○	○	○	
	山梨大学医学部附属病院	○	○	○	○
	巨摩共立病院		○		
	白根徳洲会病院		○		
	峡東	山梨厚生病院	○	○	○
加納岩総合病院			○	○	
富士温泉病院			○		
富士・東部	富士吉田市立病院	○	○	○	○
	山梨赤十字病院	○	○	○	○
	大月市立中央病院		○	○	
	上野原市立病院		○		
	都留市立病院(③初期治療が可能)		○	●	
	東桂メディカルクリニック		○		

○県外の医療機関に搬送する場合は、搬送先医療機関のある都県の実施基準によるものとする。

※ 各医療機関において、曜日や時間帯、その他諸事情によっては対応ができないことがある。

(旧)

重症心疾患疑い対応医療機関リスト

『対応条件』

① 急性心筋梗塞の治療可能な医療機関

② 急性重症心不全の治療可能な医療機関

③ 重症不整脈の治療可能な医療機関

④ 急性大動脈解離の治療可能な医療機関

※「●」…初期治療

地域	医療機関名	対応条件			
		①	②	③	④
中北	山梨県立中央病院	○	○	○	○
	市立甲府病院	○	○	○	○
	山梨病院		○	○	
	甲府共立病院	○	○	○	
	甲府城南病院	○	○	○	
	山梨大学医学部附属病院	○	○	○	○
	巨摩共立病院		○		
	白根徳洲会病院		○		
	峡東	山梨厚生病院	○	○	○
加納岩総合病院			○	○	
富士温泉病院			○		
富士・東部	富士吉田市立病院	○	○	○	○
	山梨赤十字病院	○	○	○	○
	大月市立中央病院		○	○	
	上野原市立病院		○		
	都留市立病院(③初期治療が可能)		○	●	
	東桂メディカルクリニック		○		

○県外の医療機関に搬送する場合は、搬送先医療機関のある都県の実施基準によるものとする。

※ 各医療機関において、曜日や時間帯、その他諸事情によっては対応ができないことがある。

第3号（重症心疾患疑い観察基準）新旧対照表

(新)

(3)重症心疾患疑い観察基準

初期評価		無	有	評価せず
JOS(意識レベル)	30以上	☐	☐	☐
呼吸数	10回/分未満又は30回/分以上	☐	☐	☐
脈拍数	50回/分未満又は120回/分以上	☐	☐	☐
収縮期血圧	90mmHg未満	☐	☐	☐
体温	34℃未満又は40℃以上	☐	☐	☐
Sp-O2(酸素飽和度)	90%未満	☐	☐	☐

全身詳細観察、病歴		無	有	評価せず
主訴・ 症候・ 症状	I 20分以上持続する胸痛、肩・下顎(歯)の痛み	☐	☐	☐
	II 心臓病の既往＋胸部不快感	☐	☐	☐
	III 心電図モニターでのST(波形部分)の上昇	☐	☐	☐
	IV 上腹部又は背部の激痛	☐	☐	☐
	V 重症不整脈(呼吸困難＋動悸＋心電図モニターで不整脈)	☐	☐	☐
	VI 心不全(呼吸困難＋心疾患の既往)	☐	☐	☐

有に
チェック

(I、II、IIIの場合)
急性心筋梗塞治療可
能医療機関①
(IVの場合)
急性大動脈解離対応
可能医療機関④
(Vの場合)
重症不整脈治療可能
医療機関③
(VIの場合)
急性重症心不全治療
可能医療機関②

○ 搬送先医療機関までのフロー図

(旧)

(3)重症心疾患疑い観察基準

初期評価		無	有	評価せず
JOS(意識レベル)	30以上	☐	☐	☐
呼吸数	10回/分未満又は30回/分以上	☐	☐	☐
脈拍数	50回/分未満又は120回/分以上	☐	☐	☐
収縮期血圧	90mmHg未満	☐	☐	☐
体温	34℃未満又は40℃以上	☐	☐	☐
Sp-O2(酸素飽和度)	90%未満	☐	☐	☐

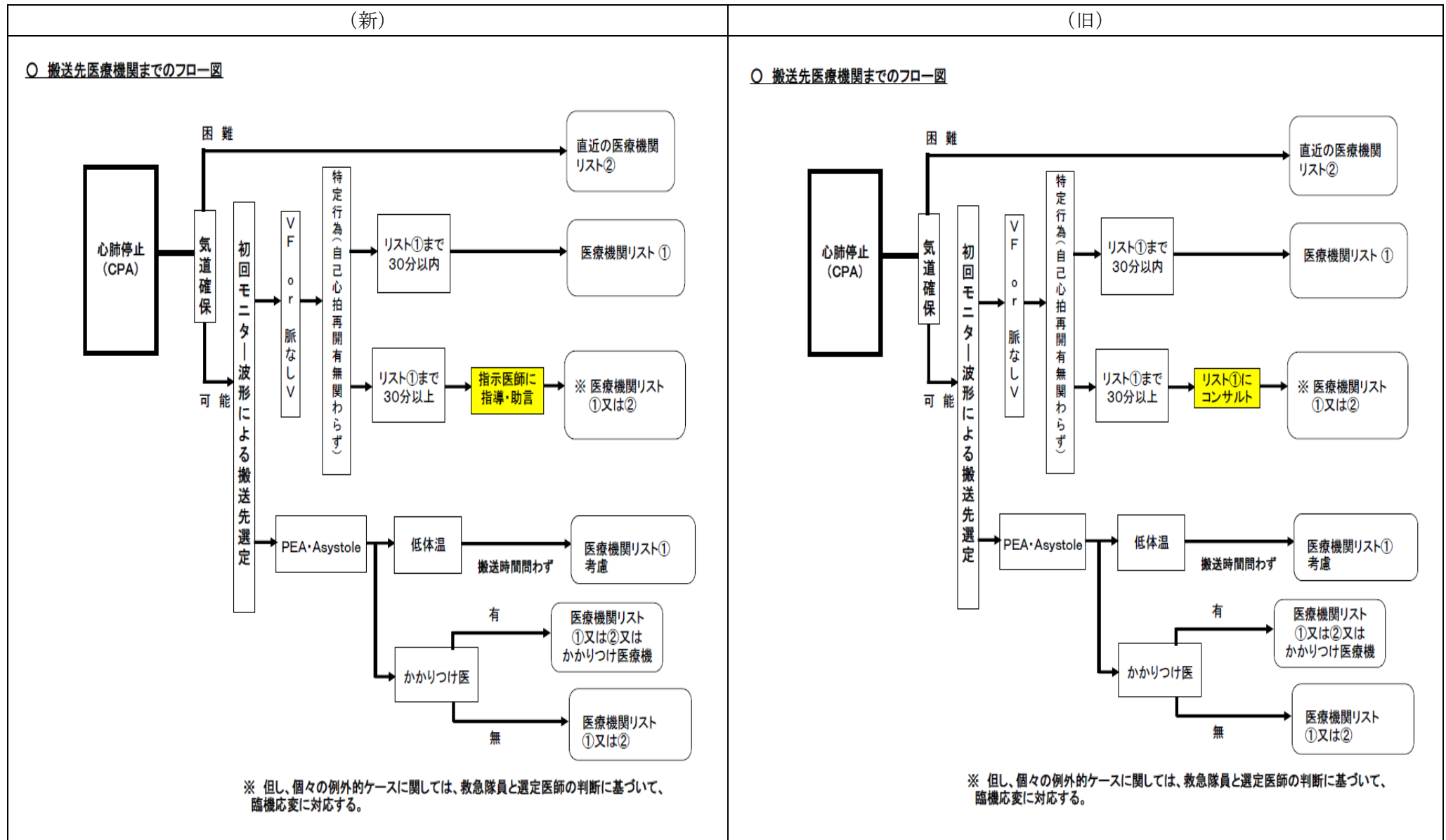
全身詳細観察、病歴		無	有	評価せず
主訴・ 症候・ 症状	I 20分以上持続する胸痛、肩・下顎(歯)の痛み	☐	☐	☐
	II 心臓病の既往＋胸部不快感	☐	☐	☐
	III 心電図モニターでのST(波形部分)の上昇	☐	☐	☐
	IV 上腹部又は背部の激痛	☐	☐	☐
	V 重症不整脈(呼吸困難＋動悸＋心電図モニターで不整脈)	☐	☐	☐
	VI 心不全(呼吸困難＋心疾患の既往)	☐	☐	☐

有に
チェック

(I、II、IIIの場合)
急性心筋梗塞治療可
能医療機関①
(IVの場合)
急性大動脈解離治療
可能医療機関④
(Vの場合)
重症不整脈治療可能
医療機関③
(VIの場合)
急性重症心不全治療
可能医療機関②

○ 搬送先医療機関までのフロー図

第3号（観察基準）心肺停止フロー図入り新旧対照表



第 6 号（受入医療機関確保基準）新旧対照表

(新)	(旧)																				
② 受入医療機関を確保する方法の設定 【共通事項】 日中は最寄りの救急医療機関等、夜間・休日は医療圏を問わず、輪番の当番病院等に受け入れを要請する。 6号基準で病院選定する場合は、<u>必ず6号基準を医療機関に宣誓すること。</u> 【各疾患の設定事項】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>症 状</th><th>設定内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心肺停止</td><td>○ <u>初回心電図波形がVFor 脈なし VT 又は、低体温等の重篤な救急患者であって</u>、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として<u>山梨県立中央病院</u>（高度救命救急センター）又は<u>山梨大学医学部附属病院</u>（救急科）に受け入れを要請する。</td></tr> <tr> <td>脳卒中疑い</td><td>○ <u>重篤な救急患者であって</u>、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として<u>山梨大学医学部附属病院</u>（<u>脳神経外科</u>）、<u>山梨県立中央病院</u>（平日・昼間：脳神経外科、休日・夜間：高度救命救急センター）に受け入れを要請する。</td></tr> <tr> <td>中 毒</td><td>○ <u>重篤な救急患者であって</u>、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として<u>山梨県立中央病院</u>（高度救命救急センター）又は<u>山梨大学医学部附属病院</u>（救急科）に受け入れを要請する。</td></tr> <tr> <td>重症心疾患疑い</td><td>○ <u>重篤な救急患者であって</u>、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として<u>山梨県立中央病院</u>（<u>削除</u>）<u>高度救命救急センター</u>）、<u>山梨大学医学部附属病院</u>（循環器内科）、<u>甲府城南病院</u>（「重症心疾患疑い受け入れ専用番号に電話して依頼する」）、<u>甲府共立病院</u>（救急外来）に受け入れを要請する。</td></tr> </tbody> </table>	症 状	設定内容	心肺停止	○ <u>初回心電図波形がVFor 脈なし VT 又は、低体温等の重篤な救急患者であって</u> 、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として <u>山梨県立中央病院</u> （高度救命救急センター）又は <u>山梨大学医学部附属病院</u> （救急科）に受け入れを要請する。	脳卒中疑い	○ <u>重篤な救急患者であって</u> 、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として <u>山梨大学医学部附属病院</u> （ <u>脳神経外科</u> ）、 <u>山梨県立中央病院</u> （平日・昼間：脳神経外科、休日・夜間：高度救命救急センター）に受け入れを要請する。	中 毒	○ <u>重篤な救急患者であって</u> 、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として <u>山梨県立中央病院</u> （高度救命救急センター）又は <u>山梨大学医学部附属病院</u> （救急科）に受け入れを要請する。	重症心疾患疑い	○ <u>重篤な救急患者であって</u> 、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として <u>山梨県立中央病院</u> （ <u>削除</u> ） <u>高度救命救急センター</u> ）、 <u>山梨大学医学部附属病院</u> （循環器内科）、 <u>甲府城南病院</u> （「重症心疾患疑い受け入れ専用番号に電話して依頼する」）、 <u>甲府共立病院</u> （救急外来）に受け入れを要請する。	② 受入医療機関を確保する方法の設定 【共通事項】 日中は最寄りの救急医療機関等、夜間・休日は医療圏を問わず、輪番の当番病院等に受け入れを要請する。 6号基準で病院選定する場合は、<u>必ず6号基準を医療機関に宣誓すること。</u> 【各疾患の設定事項】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>症 状</th><th>設定内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心肺停止</td><td>○ <u>初回心電図波形がVFor 脈なし VT 又は、低体温等の重篤な救急患者であって</u>、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として<u>山梨県立中央病院</u>（高度救命救急センター）又は<u>山梨大学医学部附属病院</u>（救急科）に受け入れを要請する。</td></tr> <tr> <td>脳卒中疑い</td><td>○ <u>重篤な救急患者であって</u>、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として<u>山梨大学医学部附属病院</u>（<u>脳神経外科</u>）、<u>山梨県立中央病院</u>（平日・昼間：脳神経外科、休日・夜間：高度救命救急センター）に受け入れを要請する。</td></tr> <tr> <td>中 毒</td><td>○ <u>重篤な救急患者であって</u>、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として<u>山梨県立中央病院</u>（高度救命救急センター）又は<u>山梨大学医学部附属病院</u>（救急科）に受け入れを要請する。</td></tr> <tr> <td>重症心疾患疑い</td><td>○ <u>重篤な救急患者であって</u>、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として<u>山梨県立中央病院</u>（平日・昼間：循環器内科、休日・夜間：高度救命救急センター）、<u>山梨大学医学部附属病院</u>（循環器内科）、<u>甲府城南病院</u>（「重症心疾患疑い受け入れ専用番号に電話して依頼する」）、<u>甲府共立病院</u>（救急外来）に受け入れを要請する。</td></tr> </tbody> </table>	症 状	設定内容	心肺停止	○ <u>初回心電図波形がVFor 脈なし VT 又は、低体温等の重篤な救急患者であって</u> 、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として <u>山梨県立中央病院</u> （高度救命救急センター）又は <u>山梨大学医学部附属病院</u> （救急科）に受け入れを要請する。	脳卒中疑い	○ <u>重篤な救急患者であって</u> 、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として <u>山梨大学医学部附属病院</u> （ <u>脳神経外科</u> ）、 <u>山梨県立中央病院</u> （平日・昼間：脳神経外科、休日・夜間：高度救命救急センター）に受け入れを要請する。	中 毒	○ <u>重篤な救急患者であって</u> 、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として <u>山梨県立中央病院</u> （高度救命救急センター）又は <u>山梨大学医学部附属病院</u> （救急科）に受け入れを要請する。	重症心疾患疑い	○ <u>重篤な救急患者であって</u> 、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として <u>山梨県立中央病院</u> （平日・昼間：循環器内科、休日・夜間：高度救命救急センター）、 <u>山梨大学医学部附属病院</u> （循環器内科）、 <u>甲府城南病院</u> （「重症心疾患疑い受け入れ専用番号に電話して依頼する」）、 <u>甲府共立病院</u> （救急外来）に受け入れを要請する。
症 状	設定内容																				
心肺停止	○ <u>初回心電図波形がVFor 脈なし VT 又は、低体温等の重篤な救急患者であって</u> 、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として <u>山梨県立中央病院</u> （高度救命救急センター）又は <u>山梨大学医学部附属病院</u> （救急科）に受け入れを要請する。																				
脳卒中疑い	○ <u>重篤な救急患者であって</u> 、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として <u>山梨大学医学部附属病院</u> （ <u>脳神経外科</u> ）、 <u>山梨県立中央病院</u> （平日・昼間：脳神経外科、休日・夜間：高度救命救急センター）に受け入れを要請する。																				
中 毒	○ <u>重篤な救急患者であって</u> 、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として <u>山梨県立中央病院</u> （高度救命救急センター）又は <u>山梨大学医学部附属病院</u> （救急科）に受け入れを要請する。																				
重症心疾患疑い	○ <u>重篤な救急患者であって</u> 、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として <u>山梨県立中央病院</u> （ <u>削除</u> ） <u>高度救命救急センター</u> ）、 <u>山梨大学医学部附属病院</u> （循環器内科）、 <u>甲府城南病院</u> （「重症心疾患疑い受け入れ専用番号に電話して依頼する」）、 <u>甲府共立病院</u> （救急外来）に受け入れを要請する。																				
症 状	設定内容																				
心肺停止	○ <u>初回心電図波形がVFor 脈なし VT 又は、低体温等の重篤な救急患者であって</u> 、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として <u>山梨県立中央病院</u> （高度救命救急センター）又は <u>山梨大学医学部附属病院</u> （救急科）に受け入れを要請する。																				
脳卒中疑い	○ <u>重篤な救急患者であって</u> 、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として <u>山梨大学医学部附属病院</u> （ <u>脳神経外科</u> ）、 <u>山梨県立中央病院</u> （平日・昼間：脳神経外科、休日・夜間：高度救命救急センター）に受け入れを要請する。																				
中 毒	○ <u>重篤な救急患者であって</u> 、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として <u>山梨県立中央病院</u> （高度救命救急センター）又は <u>山梨大学医学部附属病院</u> （救急科）に受け入れを要請する。																				
重症心疾患疑い	○ <u>重篤な救急患者であって</u> 、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として <u>山梨県立中央病院</u> （平日・昼間：循環器内科、休日・夜間：高度救命救急センター）、 <u>山梨大学医学部附属病院</u> （循環器内科）、 <u>甲府城南病院</u> （「重症心疾患疑い受け入れ専用番号に電話して依頼する」）、 <u>甲府共立病院</u> （救急外来）に受け入れを要請する。																				

外 傷	○ <u>重篤な救急患者であって</u> 、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として <u>山梨県立中央病院</u> （高度救命救急センター）又は <u>山梨大学医学部附属病院</u> （救急科）に受け入れを要請する。
消化管出血	○ <u>重篤な救急患者であって</u> 、他の医療機関が受け入れることができないときは、 <u>輪番当番</u> （消化管出血対応医療機関を優先）を原則とする。 （削除） ○ <u>重篤な救急患者であって</u> 、病院選定時間が30分を超えた場合は <u>山梨県立中央病院高度救命救急センター</u> もしくは、 <u>山梨大学医学部附属病院</u> （消化器内科、救急科）に受け入れを要請する。
精神疾患 （身体合併症）	○ 分類基準に定める「心肺停止」、「脳卒中疑い」、「重症心疾患疑い」、「外傷」、「消化管出血」、「中毒」の各症状における設定内容に基づき受入を要請する。
精神疾患 （身体合併症なし）	○ <u>精神科救急受診相談センター</u> の指示による。

※1 別紙参照

2 消防法第35条の5第2項第6号に規定するその他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

○ 受入医療機関に関する輪番制等の運用に関する基準

消防法第35条の5第2項第2号に規定する分類基準に基づく医療機関リストの医療機関を活用するとともに、現在、運用されている輪番制の医療機関等を考慮し、傷病者の受入れを行う医療機関を確保する。

外 傷	○ <u>重篤な救急患者であって</u> 、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として <u>山梨県立中央病院</u> （高度救命救急センター）又は <u>山梨大学医学部附属病院</u> （救急科）に受け入れを要請する。
消化管出血	○ <u>重篤な救急患者であって</u> 、他の医療機関が受け入れることができないときは、 <u>輪番当番</u> （消化管出血対応医療機関を優先）を原則とする。 ○ <u>山梨県立中央病院</u> （平日・昼間：「消化器内科外来初診担当医に繋いでほしいと交換に伝える。」、休日・夜間：高度救命救急センター）、 <u>山梨大学医学部附属病院</u> （「救急科から消化器内科へ連絡してもらう。」）、 <u>甲府共立病院</u> （1階救急外来）、 <u>市立甲府病院</u> （救急外来）、 <u>山梨病院</u> （消化器内科外来初診担当医に繋いでほしいと交換に伝える）とで協議した後に受け入れを要請する。 ○ 最終的に上記5病院に連絡しても搬送先が決定しない場合もしくは、病院選定時間が30分を超えた場合は <u>山梨県立中央病院高度救命救急センター</u> もしくは、 <u>山梨大学医学部附属病院</u> （消化器内科、救急科）に受け入れを要請する。
精神疾患 （身体合併症）	○ 分類基準に定める「心肺停止」、「脳卒中疑い」、「重症心疾患疑い」、「外傷」、「消化管出血」、「中毒」の各症状における設定内容に基づき受入を要請する。
精神疾患 （身体合併症なし）	○ <u>精神科救急受診相談センター</u> の指示による。

※1 別紙参照

2 消防法第35条の5第2項第6号に規定するその他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

○ 受入医療機関に関する輪番制等の運用に関する基準

消防法第35条の5第2項第2号に規定する分類基準に基づく医療機関リストの医療機関を活用するとともに、現在、運用されている輪番制の医療機関等を考慮し、傷病者の受入れを行う医療機関を確保する。